

育休許容のチェックを付けるとどうなるの？

～本当に4月の利用申請が必要ですか？～

育児休業給付金の延長手続きの審査に影響はありません



チェックを付けても、育児休業給付金の審査には影響がないことを厚生労働省に確認しています。

ただし、チェックの有無ではなく、その他の事由で延長が認められない場合があります。

優先順位が一番低いランク(※1)になります

※1 「Iランク」「調整指数-10」、類型間の優先順位が一番低い⑧求職中になります。

保育所等に空きがある場合は利用内定となり、辞退しても保留通知は発行されません。



～本当に4月の利用申請が必要ですか？～

育児休業給付金の延長手続きに必要な保留通知書は、お子様の誕生日によって異なります

△「育児休業の延長」は、「育児休業給付金の延長」とは別の手続きです。
詳しい手続きは、勤務先に確認してください。△

育児休業給付金の延長申請には「誕生日時点で保育を利用できること」を証明(※2)する必要があります。

※2 保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しや保留通知書（または保留証明書）が必要です。



【例：4月の保留通知書が必要な子】

[<1歳>令和7年4月1日～令和7年4月30日生まれ
<1歳半>令和6年10月1日～令和6年10月30日生まれ

【保留通知書が必要な時期（早見表）】

保育所等利用開始希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1歳の誕生日	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30	12/1～12/31	1/1～1/31	2/1～2/28	3/1～3/31
1歳半の誕生日	10/1～10/30	10/31～11/30	12/1～12/30	12/31～1/31	2/1～2/28	3/1～3/30	3/31～4/30	5/1～5/30	5/31～6/30	7/1～7/31	8/1～8/28	8/29～9/30

△誕生日と利用開始月の関係についてはハローワークにお聞きください△



4月以降に利用申請する場合、保育所等の空き状況に加え、待ち人数を踏まえた申請をすることが可能です。

※詳しくは厚生労働省の「育児休業等給付について」のウェブサイトをご確認ください。

►https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html



その他の注意事項

- 保育所等の利用申請が必要な時期や、育児休業給付金の延長手続きに必要となる書類は、必ず、勤務先やハローワークにご確認ください。
- 育児休業給付金の審査はハローワークが所管であり、横浜市では行っていません。

給付金に関するお問い合わせは、勤務先やハローワークへお願いします。

